

芸西村地域防災計画改訂支援業務 仕様書

1 業務の目的

本業務は、近年の大規模災害の教訓、防災関係法令の改正、防災基本計画等の見直し等を踏まえ、芸西村で想定される災害に対する防災体制や災害対策について検討し、村の実情にあわせてより実効性の高い地域防災計画に改訂することを目的とする。

2 業務期間

令和7年契約締結日～令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 芸西村地域防災計画改訂方針(案)の作成

庁内各課や防災関係機関が共通の認識を持つための基礎資料として、芸西村地域防災計画改訂方針(案)を作成し、事務局と調整の上決定する。主な項目は以下のとおりとする。

ア 計画の目的

イ 計画の体系(目次構成を含む)

ウ 主な改訂ポイント(現行計画策定時以降、令和7年6月までの法律改正、国・県

の防災対策の取組・施策等の取り入れを含む。)

(2) 芸西村防災体制見直し資料の作成

国・県・防災関係機関の組織体制、名称、事務分掌等の変更を考慮した上で、芸西村の最新の庁内機構に対応したものとして、次の資料を作成する。

ア 芸西村災害対策本部組織図(案)

イ 芸西村災害対策本部事務分掌(案)

ウ 配備動員基準(案)

エ 防災関係機関の業務の大綱(案)

(3) 地域防災計画素案の作成

上記の改訂方針を踏まえ、地域防災計画素案を作成する。地域防災計画の構成については、県の計画、現行の計画等を基本とし事務局と協議の上、決定するものとする。

(4) 計画素案の各課庁内調整支援

各課との調整事務は村事務局が担い、計画素案に対する各課からの意見及び資料を、事務局と協議の上、計画に反映させる。

(5) 防災関係機関との調整への支援

防災関係機関との調整事務は事務局が担い、防災関係機関からの修正指示について、事務局と協議の上、計画案の修正を行う。

(6) 資料編の作成支援

上記の作成資料及び芸西村の所有するデータをもとに、防災会議条例、災害対策本部条例、広域応援協定等の、条例、応援協定、避難所・備蓄品のリスト、各種様式等を資料編としてとりまとめる。

(7) 地域防災計画案（本編・資料編）の作成

必要な補修正を行い、地域防災計画案（本編・資料編）を作成する。

(8) 防災分野に係る情報提供及び法令改正による整合性の確保

法律の改正や制度変更の情報、他自治体の施策や事例等の情報を継続的に提供すること。なお、災害対策基本法を中心に本計画内容の整合性を図ることを目的として、関連法令が改正される都度、その改正箇所等に関する説明資料を作成し、提出すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすく取りまとめ、防災に関する分野を網羅することとする。

(9) 防災会議の運営支援

防災会議の会議資料（電子データ）の作成を行うとともに、必要に応じ会議に出席するものとする。（１人×１回出席）

4 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- （１）地域防災計画改訂方針（案）（プリントアウト１部）
- （２）地域防災計画（本編・資料編）（プリントアウト１部）
- （３）防災分野に係る情報提供及び法令改正資料（プリントアウト１部）
- （４）上記成果品及び関連資料：電子データ一式（CD-ROM１枚）

5 業務上留意事項

- （１）本業務で得たすべての資料及び情報は、委託者の了解を得ず他の目的に使用してはならない。
- （２）この仕様に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、必要に応じて本村と協議のうえ決定する。
- （３）受託者は、委託者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、本業務においては、企業としてのセキュリティ管理システムが充分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは

JISQ15001 (プライバシーマーク取得) に審査登録をしており、複数回以上更新しているものとする。